

(2) 児童虐待事件検挙件数

警察が検挙した児童虐待事件も増加傾向。身体的虐待と性的虐待が多い。検挙事件全体と比べて死亡事件の被害者は低年齢が多い。

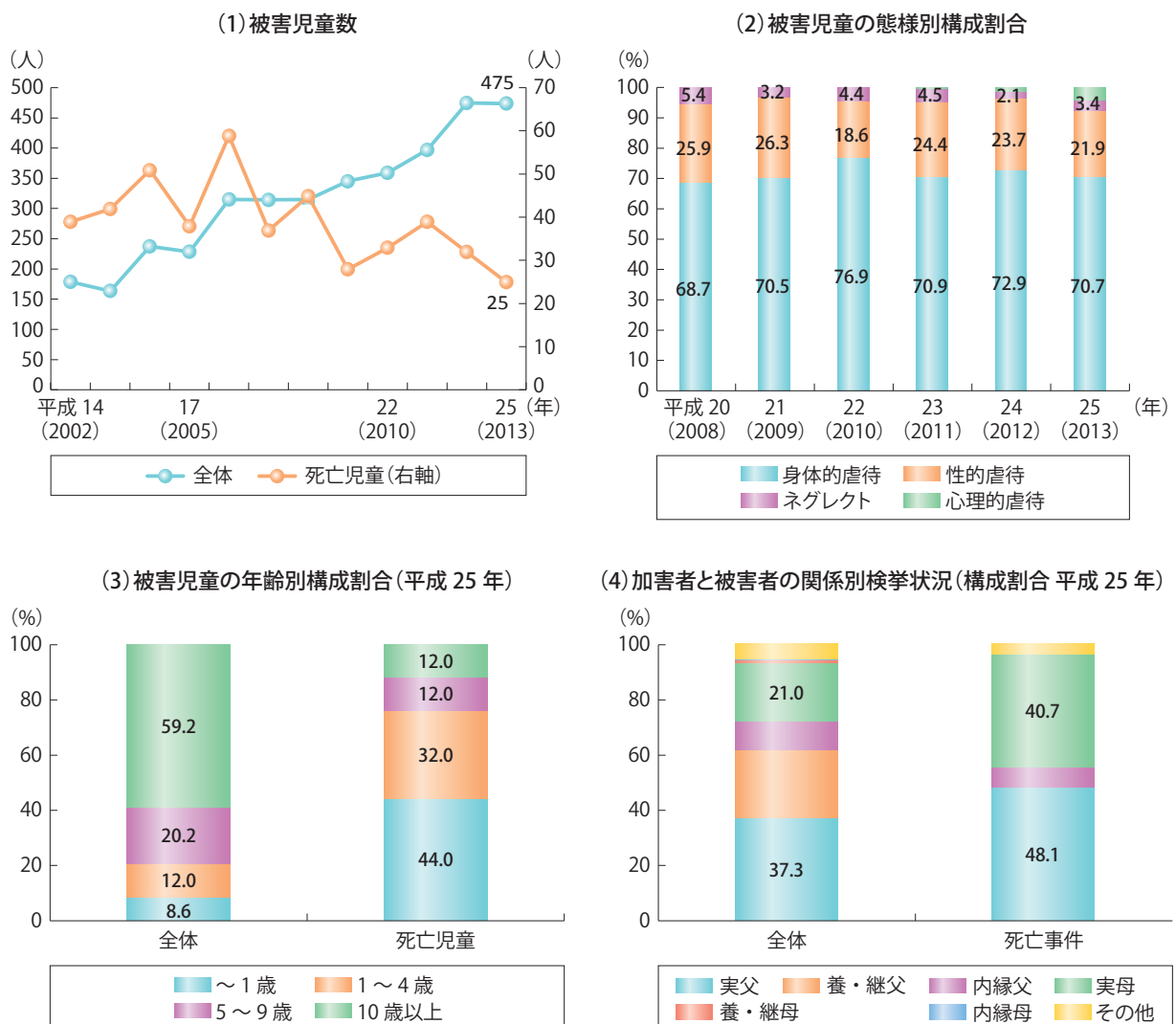
警察が検挙した児童虐待事件で被害に遭った子供は増加傾向にあり、平成25(2013)年は475人となっている。このうち、死亡した子供は25人である。(第1-5-9図(1))

態様別にみると、身体的虐待が全体の70.7%、性的虐待が21.9%を占め、児童相談所における相談対応件数の内訳と比べ、身体的虐待と性的虐待がかなり多い。(第1-5-9図(2))

被害者の年齢をみると、検挙事件全体では4歳以下が約2割であるが、死亡事件では約8割を占めている。(第1-5-9図(3))

加害者と被害者の関係性をみると、検挙事件全体では実父が約4割、実母が約2割となっているが、死亡事件では実母が4割を超えている。(第1-5-9図(4))

第1-5-9図 警察が検挙した児童虐待事件



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」「児童虐待及び児童ポルノ事犯の検挙状況等」
 (注) 上記の数値には、いわゆる無理心中や、出産直後の殺人と遺棄を含まない。

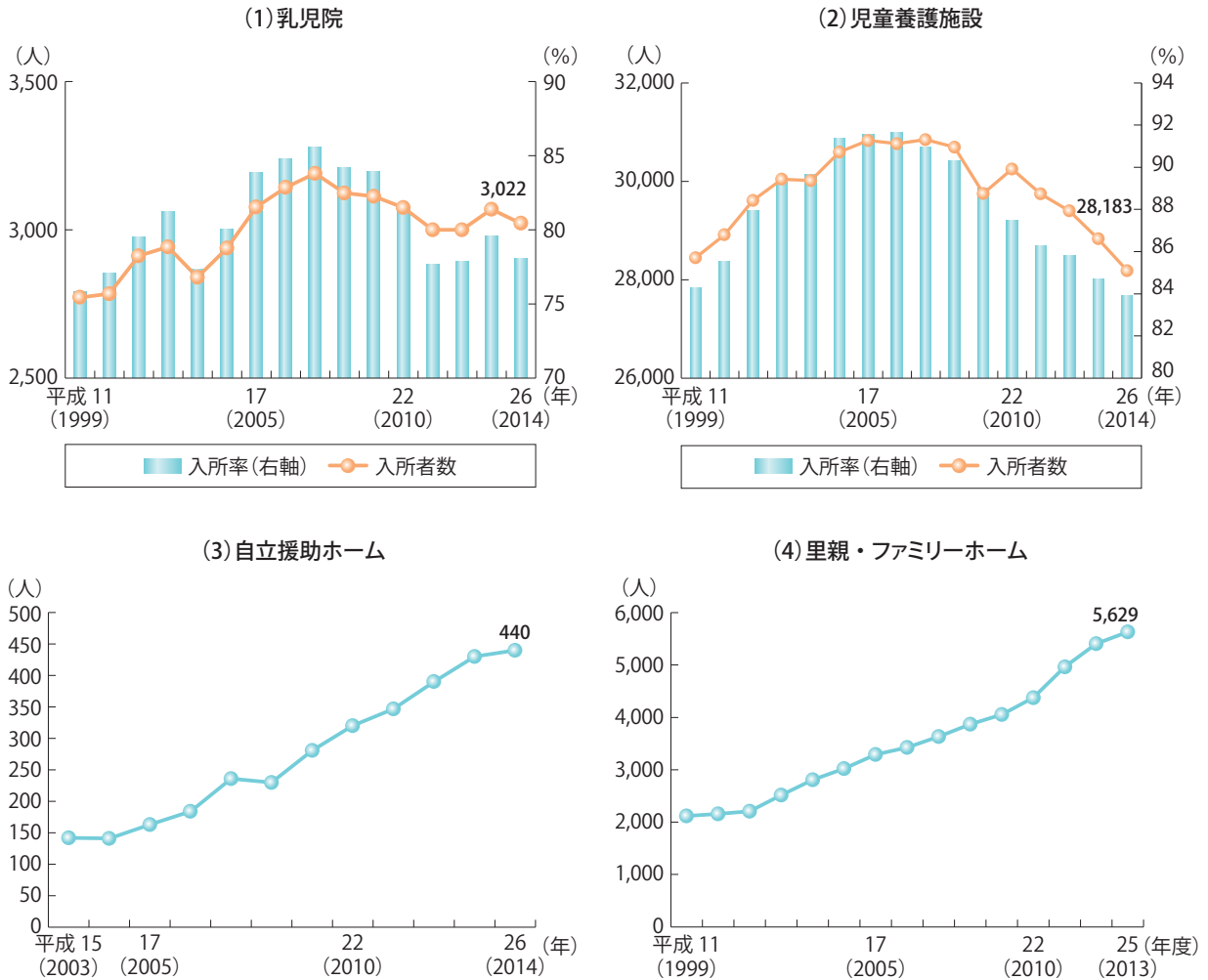
3 児童養護施設入所児童等の状況

(1) 入所・委託児童数

児童養護施設の入所児童数は減少する一方、里親等への委託児童数は年々増加。

社会的養護を行う施設への入所状況をみると、平成26（2014）年は、乳児院²⁰の入所児童数は3,022人、児童養護施設²¹の入所児童数は28,183人、自立援助ホーム²²の在籍人員は440人となっている。また、里親・ファミリーホーム²³への委託児童数は、平成25（2013）年度には5,629人となっている。児童養護施設の入所児童数は減少する一方、里親等への委託児童数は年々増加している。（第1-5-10図）

第1-5-10図 児童養護施設等への入所者数



(出典) 厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」、「福祉行政報告例」等

(注) 1. 入所率は、入所児童定員数に占める入所児童数の割合。平成18年以降は在在者数不詳を除いた定員数で計算している。

2. 乳児院と児童養護施設の数値は平成21年までは「社会福祉施設等調査報告」から、平成22年以降は厚生労働省調べ。里親・ファミリーホームの数値は「福祉行政報告例」(ただし、平成22年は厚生労働省調べ。)

20 乳児院とは、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

21 児童養護施設とは、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

22 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）とは、児童養護施設などを退所した、義務教育を終了した20歳未満の者などを対象とし、共同生活の中で、日常生活上の援助や生活指導、就労支援を行うことで自立支援を行う事業。

23 里親とは、養育里親と、4人以下の要保護児童の養育を希望する者であって養子縁組によって養親となることを希望する者などのうち都道府県知事が適当と認める者。ファミリーホームとは、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者などの住居において養育を行う事業。

(2) 養護施設児等の状況

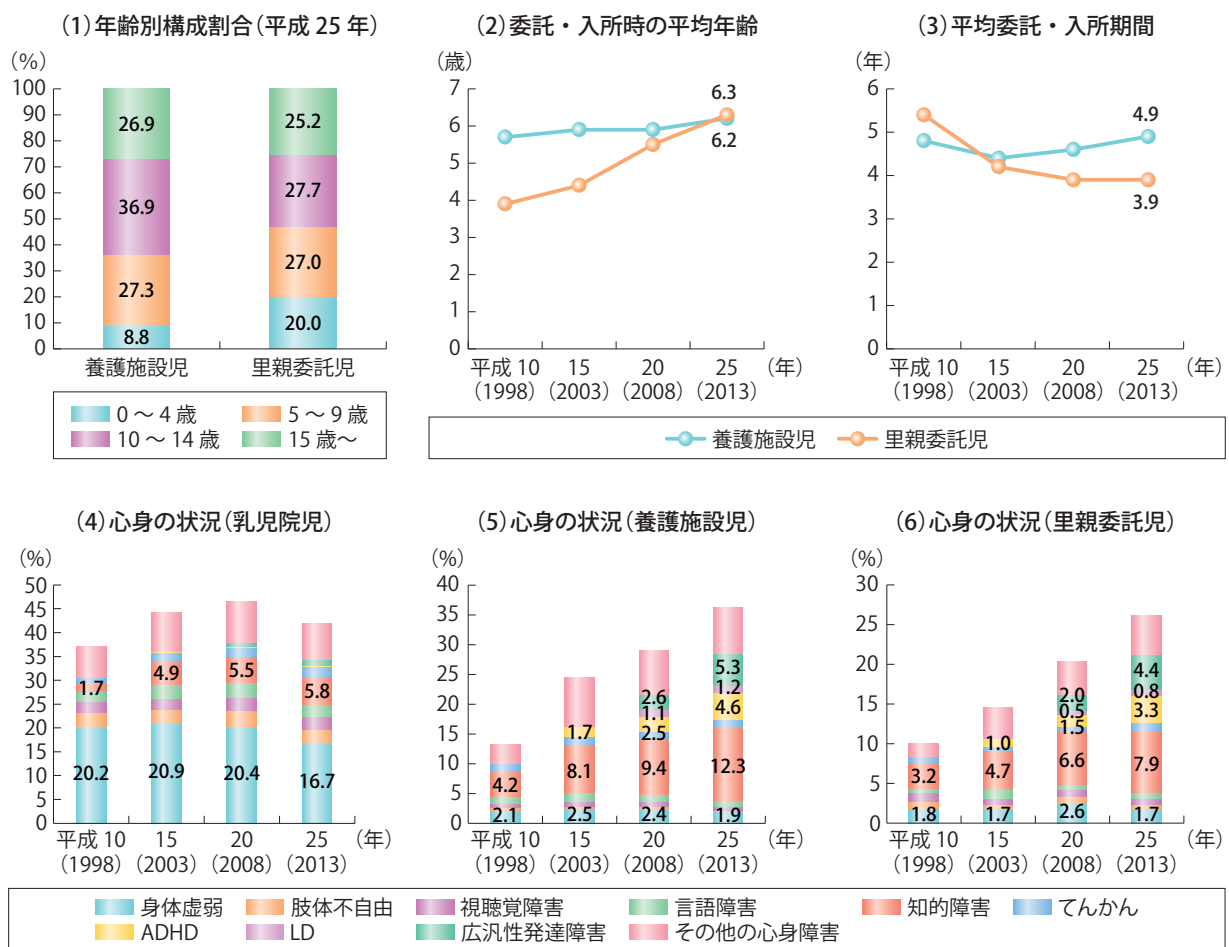
知的障害や発達障害のある者が増えている。

平成25年の状況について、入所・委託児童の年齢をみると、養護施設児は10～14歳が4割弱を占め、最も多い。里親委託児では年齢層ごとにおおむね均等に構成されている。(第1-5-11図(1))

入所・委託時の年齢は、養護施設児が6.2歳、里親委託児が6.3歳であり、里親委託児の委託時年齢が上昇傾向にある。平均入所・委託期間は、養護施設児が4.9年と長くなってきており、里親委託児が3.9年と近年は横ばいとなっている。(第1-5-11図(2)(3))

乳児院児、養護施設児、里親委託児の心身の状況をみると、いずれも、知的障害や発達障害などの障害がある者の割合が高まっている。(第1-5-11図(4)～(6))

第1-5-11図 養護施設児等の状況



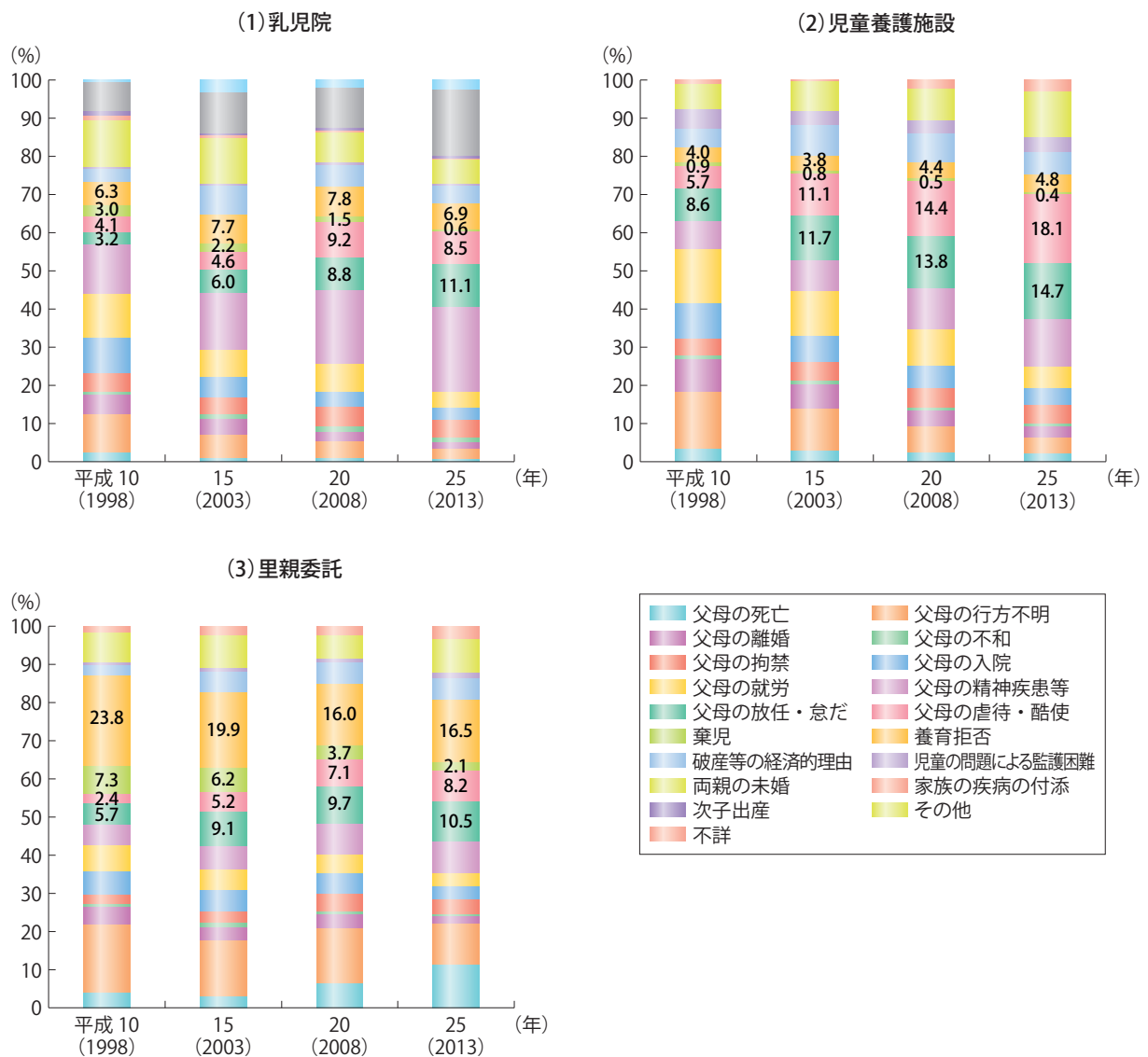
(出典) 厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」
 (注) 1. (4)～(6)については、重複回答をそのまま累積させている。
 2. ADHD (注意欠陥多動性障害)は平成15年より、広汎性発達障害とLD (学習障害)は平成20年より調査。それまでは「その他の心身障害」に含まれていた可能性がある。

(3) 入所・委託の理由

乳児院、児童養護施設、里親委託のいずれも虐待を理由とした入所が多くを占めている。

平成25年の状況について、入所理由別にみると、乳児院では「父母の精神疾患等」(22.2%)と「父母の放任・怠だ」(11.1%),「父母の虐待・酷使」(8.5%)が多い。児童養護施設では「父母の虐待・酷使」(18.1%)と「父母の放任・怠だ」(14.7%)が多い。里親委託では「養育拒否」(16.5%)と「父母の死亡」(11.4%),「父母の行方不明」(10.7%)が多い。一般的に虐待とされる「放任・怠だ」「虐待・酷使」「棄児」「養育拒否」を合計すると、乳児院では27.1%,児童養護施設では37.9%,里親委託では37.4%と多くの割合を占めており、児童養護施設ではその割合が更に上昇している。(第1-5-12図)

第1-5-12図 児童養護施設等への入所理由



(出典) 厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」